

# 日野町地域防災計画

## 震災対策編

平成26年3月  
日野町防災会議



# 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 通 則 .....	1
第2節 日野町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱 .....	2
第3節 計画の基本的考え方（防災ビジョン） .....	8
第4節 日野町の概況と被害想定 .....	11
第2章 災害予防計画 .....	21
第1節 通 則 .....	21
第2節 減災目標の整備 .....	21
第3節 災害危険区域の設定 .....	21
第4節 地盤災害予防計画 .....	22
第5節 街区等防災化計画 .....	24
第6節 公共施設等の予防計画 .....	25
第7節 農業災害予防計画 .....	28
第8節 建造物災害予防計画 .....	29
第9節 消防計画 .....	32
第10節 文化財災害予防計画 .....	32
第11節 避難所等整備計画 .....	33
第12節 物資・資機材等整備計画 .....	33
第13節 医療(助産)救護体制の整備計画 .....	33
第14節 防災通信体制整備計画 .....	33
第15節 防災拠点の整備計画 .....	33
第16節 緊急輸送計画 .....	33
第17節 広域応援体制・受入体制整備計画 .....	34
第18節 防災訓練計画 .....	34
第19節 災害時要援護者対策の強化 .....	34
第20節 自主防災組織の整備計画 .....	34
第21節 防災知識普及計画 .....	34
第22節 ボランティア受入計画 .....	34
第23節 危険物等災害予防計画 .....	35
第24節 被災者支援計画 .....	35
第25節 帰宅困難者対策の強化 .....	35

第 26 節	災害時の事業継続の取組みの促進	35
第 27 節	地震災害に関する調査研究	36
第 28 節	南海トラフを震源とする地震の対応	37
第 3 章	災害応急対策計画	38
第 1 節	日野町防災会議	38
第 2 節	日野町災害対策本部等	39
第 3 節	配備及び動員計画	47
第 4 節	通信情報計画	51
第 5 節	災害広報計画	64
第 6 節	農林業災害応急対策	65
第 7 節	避難計画	66
第 8 節	消防活動計画	66
第 9 節	消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画	66
第 10 節	広域応援・受入計画	67
第 11 節	自衛隊災害派遣要請計画	67
第 12 節	労働力供給計画	67
第 13 節	水防計画	67
第 14 節	機械資機材の調達計画	67
第 15 節	災害救助法の適用	67
第 16 節	食料供給計画	68
第 17 節	衣料生活必需物資供給計画	68
第 18 節	給水計画	68
第 19 節	入浴支援	68
第 20 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	68
第 21 節	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定計画	69
第 22 節	医療（助産）救護計画	74
第 23 節	防疫計画	74
第 24 節	清掃及び死亡獣畜処理計画	74
第 25 節	トイレ対策計画	74
第 26 節	救出計画	74
第 27 節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	75
第 28 節	障害物の除去計画	75
第 29 節	輸送計画	75
第 30 節	災害警備対策計画	75
第 31 節	交通確保対策計画	75
第 32 節	文教対策計画	76

第 33 節	隣保互助、民間団体活用計画	76
第 34 節	ボランティア受入計画	76
第 35 節	災害時要援護者対策の強化	76
第 36 節	義援金・義援物資の受入・配分計画	76
第 37 節	交通施設災害応急対策計画	76
第 38 節	水道施設応急対策計画	77
第 39 節	下水道施設応急対策計画	77
第 40 節	L P ガス災害応急対策計画	77
第 41 節	損害補償	77
第 42 節	孤立発生時の応急対策計画	77
第 43 節	動物の管理	77
第 44 節	被災者支援計画	78
第 45 節	被災者相談計画	78
第 4 章	災害復旧計画	79
第 1 節	公共施設災害復旧計画	79
第 2 節	災害復興計画	79



# 第1章 総則

## 第1節 通 則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害にかかる災害予防・災害対策及び災害復旧に関する事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的・計画的に推進する。町及び住民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、必要な防災に関する基本的事項の中から災害対策上特に必要な事項を定めることを目的とする。なお、定めのない事項については、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」の定めるところによる。

### 2 災害の軽減

災害の軽減には、災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していかねばならないものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、そのために積極的な対応を図るものとする。

## 第2節 日野町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び鳥取県をはじめ、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

### 1 町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日野町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町防災会議に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災に関する訓練及び防火思想の普及</li> <li>4 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備</li> <li>5 防災に関する施設及び設備の整備</li> <li>6 災害情報の収集及び伝達ならびに被害調査</li> <li>7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置</li> <li>8 被災者の避難、救助その他の保護</li> <li>9 被災者の医療、助産の実施</li> <li>10 避難の勧告又は指示</li> <li>11 災害時の文教対策</li> <li>12 清掃、防疫その他の保健衛生対策</li> <li>13 施設及び設備の応急復旧</li> <li>14 緊急輸送の確保</li> <li>15 災害復旧の実施</li> <li>16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整</li> </ol>
日野町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防ならびに水防活動</li> <li>2 被災者の救出及び避難の誘導</li> <li>3 非常警戒及び査察</li> <li>4 応急災害復旧及び協力</li> </ol>
日野町議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の情報伝達</li> </ol>
日野町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金についての協力</li> <li>2 高齢者、障がい者への対応に関すること</li> <li>3 ボランティア活動の人材育成に関すること</li> <li>4 ボランティア活動の受入・連携に関すること</li> </ol>

## 2 広域行政の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合	1 感染症、消防、救急、一般廃棄物（不燃物）処理、火葬場に関する業務

## 3 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	1 鳥取県防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6 災害情報等の収集及び伝達ならびに被害調査 7 水防その他の応急措置 8 被災者の救助及び救護措置 9 災害時の文教対策 10 清掃、防疫その他の保健衛生対策 11 施設及び設備の応急復旧 12 交通規制及び災害警備 13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
西部総合事務所福祉保健局	1 災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導 2 災害時における医療、防疫等保健衛生対策
西部県税事務所	1 災害時における県税の減免、納入期限の延長等の特別措置
鳥取県西部総合事務所農林局、日野振興センター日野振興局	1 災害時における農林水産の総合的な行政及び技術指導ならびに農林水産業者に対する金融対策
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局	1 水防及び公共土木施設の防災ならびに被害施設の復旧に関する行政及び技術指導
黒坂警察署	1 災害時における治安、交通、通信等の災害応急措置

#### 4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局鳥取地域センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護</li> <li>2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導</li> <li>3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導</li> <li>4 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</li> <li>5 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業</li> <li>6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資</li> <li>7 災害時における主要食料の供給対策</li> </ol>
気象庁大阪管区气象台 鳥取地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知</li> <li>2 津波警報等の通知</li> <li>3 恒久的災害対策の気象資料の提供</li> <li>4 災害発生時の気象観測資料の提供</li> <li>5 その他防災に係る气象台及び測候所の所掌事項</li> </ol>
鳥取労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止についての監督、指導</li> <li>2 労働災害に係る補償並びに休業補償ん実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力</li> </ol>
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署根雨森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備</li> <li>2 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>3 国有林における荒廃地の復旧</li> <li>4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請</li> </ol>
中国地方整備局日野川河川事務所 (緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・リエゾン))	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防</li> <li>2 災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>3 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>4 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置</li> <li>5 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置</li> </ol>
自衛隊(第8普通科連隊)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査</li> </ol>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

## 5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (鳥取中央郵便局)	1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、及び災害つなぎ資金の融資
西日本電信電話株式会社 (鳥取支店)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
KDDI株式会社(中国総支社)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(鳥取支店)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字鳥取県支部	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3 義援金品の募集及び配分 4 血液輸送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡調整 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団の活動の調整
日本放送協会鳥取放送局(米子支局)	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国電力株式会社（米子営業所）	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社（米子支店）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
西日本高速道路株式会社（中国支社）	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

## 6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社（米子支店）	1 災害における自動車による人員の緊急輸送
社団法人鳥取県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
日本交通株式会社（鳥取営業所）	1 災害における自動車による人員の緊急輸送
株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知

## 7 公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
J A鳥取西部日野支所	1 災害時における食料調達供給
日野町商工会	1 被災商工業者への融資のあっせん、生活生業資材の確保
鳥取日野森林組合	1 被災林業家への融資のあっせん、生活生業資材の確保

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日野病院	1 災害時における医療救護の実施
学校・保育所等	1 生徒、児童、幼児等の避難保護 2 応急教育対策及び被災施設の復旧 3 被災者の一時収容措置についての協力
日野町社会福祉協議会	1 災害時における一人暮らし高齢者、障がい者等への援護活動の実施

### 第3節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、防災基本計画が平成 24 年 9 月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成 24 年 6 月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。引き続いて平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「災害時要援護者」の名簿作成が市町村に義務付けられた。

県においては、東日本大震災の課題を踏まえ、鳥取県地域防災計画が平成 24 年度に改訂され、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、日野町地域防災計画（震災対策編）を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

#### 1 震災対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、災害時要援護者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、町民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

#### 2 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「日野町職員行動マニュアル」の更新・活用を図る。

また、防災ガイドブック等の整備ならびに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報エリアメールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

### 3 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

### 4 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

### 5 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

## 6 災害時要援護者対策の推進

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（以下「災害時要援護者」という。）の避難支援を円滑に行うため、災害時要援護者の状況等を登載した災害時要援護者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

## 第4節 日野町の概況と被害想定

### 1 自然的条件

#### (1) 位置

本町は、鳥取県の南西部にあって、東部及び南部は中国山地を県境として岡山県新庄村及び新見市に接し、北東部に江府町、北部は伯耆町及び南部町、西部は日南町に接する山岳の中腹に位置し、東西20km、南北12.5km、面積は134.02km<sup>2</sup>の山村地域で、県西部の中心都市である米子市に32km、県庁所在地である鳥取市に115km、また岡山県新見市に47kmの位置にある。

地域全体の位置 東経133度20～25分、北緯35度8～15分

#### (2) 地勢

地勢は急しゅんで総面積の89.7%が山林原野で占められ、耕地は中央部を貫流する日野川沿いの平坦地を除き、ほとんどが山間の斜面に開け耕地面積は全体の4.1%に過ぎない。標高177mから500mの間に大小46の集落が日野川及びこれに流入する大小10支流に沿って点在している。

主な河川の概要は次のとおりである。

種類	河川名	区間		延長
		上流端	下流端	
1級	日野川	(左) 日南町新屋字坂郷1860番の10地先 (右) " 字天ヶ淵1050番の1地先		20.0km
"	近江川	(左) 日南町花口字間屋ノ前道下夕1149番の1地先 (右) " 字石塔原下夕793番の1地先	日野川への合流点	4.8km
"	天郷川	日野町久住字鎌倉山1070番の1地先	"	7.0km
"	小川尻川	(左) 日野町別所字榎市ノ前551番の2地先 (右) " 字宮ノ前川原田18番の1地先	"	5.5km
"	板井原川	日野町板井原字峠根山734番地先	"	12.0km
"	舟場川	(左) 日野町舟場字鳥ノ子ヶ市406番地先 (右) " 字後井手525番地先	"	2.0km
"	印賀川	(左) 日南町阿毘縁字大谷奥新田388番の1地先 (左) " 字大谷362番の10地先	"	3.5km
"	真住川	(左) 日野町三土字面田321番の7地先 (右) " 字土居66番の1地先	板井原川合流点	6.0km
"	横路川	(左) 日野町秋縄字大門16番の3地先 (右) " 濁谷字寄安1151番の3地先	真住川合流点	
"	門谷川	(左) 日野町門谷字六郎谷尻949番地先 (右) " 字六郎谷ノ19 150番地先	"	

### (3) 気象

本町の気象は、中国山地と大陸の季節風によって支配され、年平均気温が13℃、降雨量は1,800mm～2,000mm程度である。降雪期間は12月から3月まで続き積雪も30cm～50cm程度で、気象の変化から降雪量は以前に比べて少なくなっている。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

国勢調査によると、平成2年から平成22年までの人口推移では、平成2年から平成22年にかけて人口は減少し、平成22年の総人口は3,745人となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口は平成2年の823人（15.3%）から平成22年には329人（8.8%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

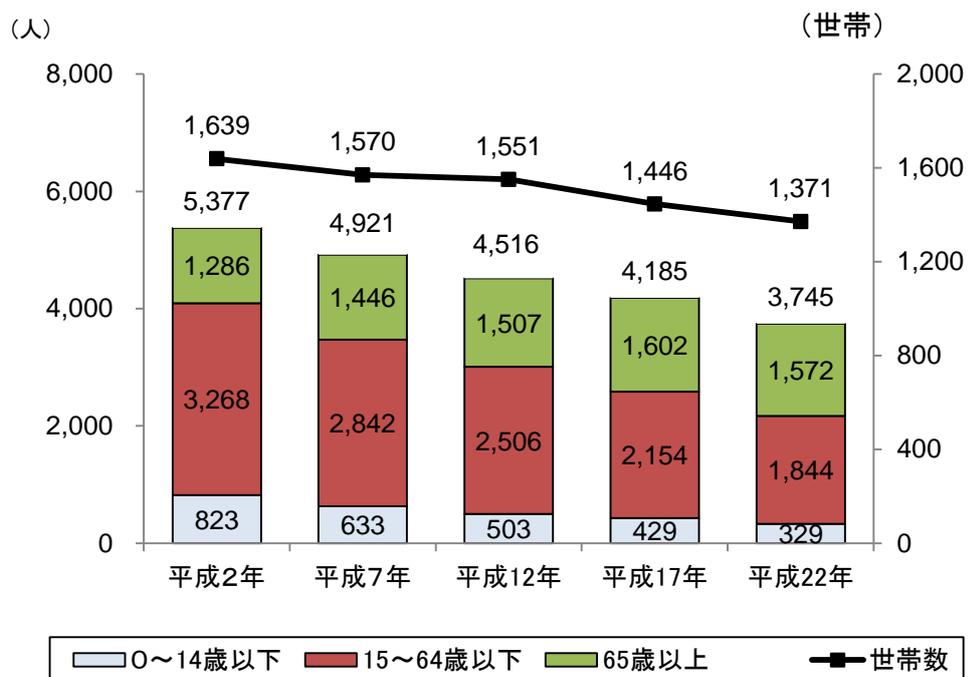
生産年齢人口は平成2年以降、3,268人（60.8%）から平成22年には1,844人（49.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

高齢者人口は平成2年の1,286人（23.9%）から平成22年には1,572人（42.0%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加傾向である。このように年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。

世帯数をみると、総人口の推移と同じような傾向を示しており平成2年から平成22年にかけて約250世帯の減少となっている。

一世帯当たり人数については、平成2年から減少しており、平成22年に2.73人と、夫婦と子どもだけの世帯等が増加している。

人口・世帯数の推移（各年10月1日）



資料：国勢調査

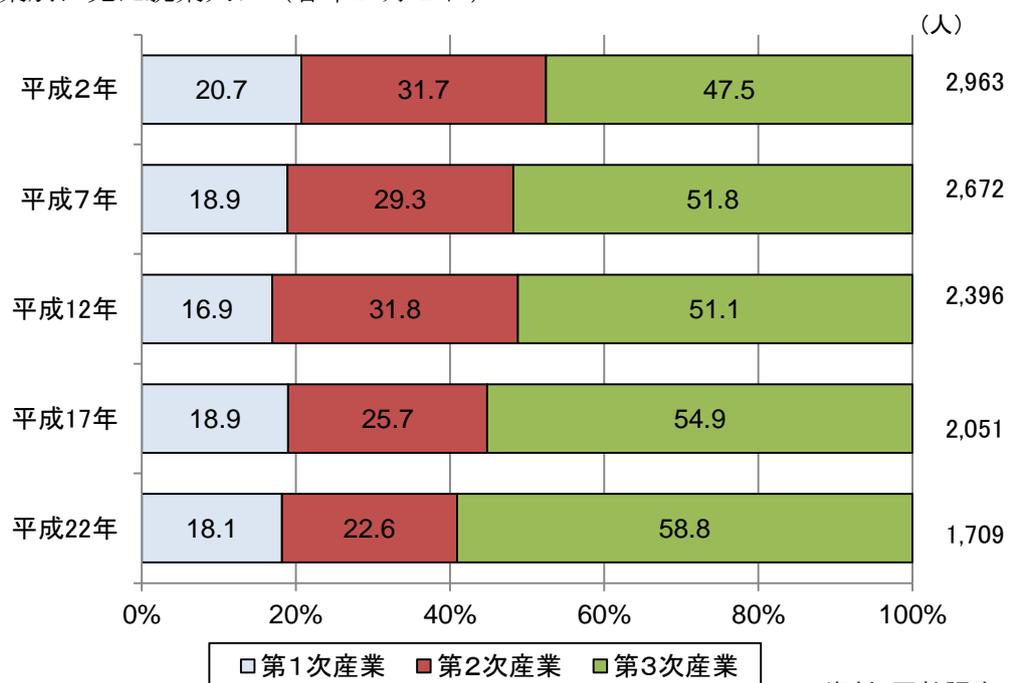
## (2) 産業

国勢調査によると、就業人口は平成22年に1,709人となっており、平成2年から減少傾向にある。産業別で見ると、第1次産業が311人（18.1%）、第2次産業が387人（22.6%）、第3次産業が1,005人（58.8%）で、平成17年以降、第1次産業及び第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業が増加傾向で推移している。

特に第1次産業（農林業）は、経営規模が小さく農外所得に対する依存度が高く、第2種兼業農家が大多数で、この傾向は今後も続くものと思われる。

また、特産野菜として白ねぎソバの振興を図るため、栽培技術研修と土づくりの推進を行い、増収と作型体系の改善により栽培面積の拡大をすすめている。

産業別に見た就業人口（各年10月1日）



## (3) 交通

本町は、町内を国道180・181・183号が走り、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝となっている。県西部の中心都市米子へ通じる主要地方道西伯根雨線は整備されたが、主要地方道日野溝口線と一般県道4路線の整備促進が急がれる。

一方中国横断自動車道岡山米子線が平成9年3月15日に開通し、時間的距離が大幅に短縮できるようになったが、ハイウェイの整備に伴い幹線道路の交通の流れが一変し、地域経済にプラス、マイナス両面の効果が表れている。そこで、これを補完するものとして江府インターと広島県三次インターを結ぶ地域高規格道路の整備を国等に要請している。

鉄道は、JR伯備線が走り、町内3駅のうち根雨駅には、特急電車が上下各7本

停車し、岡山駅まで2時間で行けるなど便利になったが、根雨駅の乗降客が年々減少している。町内を運行する路線バスは、町営バスとして事業者に運行委託し、随時見直しを行っている。また、米子線については、町が補助金を出し運行している。

### 3 過去の災害記録（鳥取県西部地震）

本町における過去の災害記録は、資料編のとおりであるが、鳥取県西部地震の概況は以下のとおりである。（鳥取県危機管理発表「平成12年鳥取県西部地震」の概要より）

2000年10月6日（金）13時30分、鳥取県西部地区を震源地とする地震発生。

・規模 マグニチュード7.3（昭18 鳥取大地震M7.2）

・震度

6強 境港市、日野町

6弱 西伯町、溝口町、会見町、岸本町、淀江町、日吉津村、日南町、江府町

5強 米子市

5弱 中山町、大栄町、東郷町、関金町、北条町、東伯町、大山町、名和町、赤碕町

4 三朝町、羽合町、青谷町、鹿野町、気高町、智頭町、河原町、船岡町、郡家町、用瀬町、福部村、岩美町、国府町、鳥取市

3 泊村、倉吉市、八東町、佐治村

被害状況（災害確定報告より）

機関名	鳥 取 県			区分			被害		
災害名	平成12年鳥取県西部地震			そ の 他	田	流出・埋没 冠水	ha ha		
					畑	流出・埋没 冠水	ha ha		
人的被害	死者		人			文教施設		箇所	169
	行方不明者		人			病院		箇所	17
	負傷者	重傷	人		31	道路		箇所	581
		軽傷	人		110	橋りょう		箇所	20
住家被害	全壊		棟		394	河川		箇所	48
			世帯		402	港湾		箇所	91
			人		1,151	砂防		箇所	30
	半壊		棟		2,494	清掃施設		箇所	6
			世帯		2,585	崖くずれ		箇所	348
			人		8,120	鉄道不通		箇所	1
	一部破損		棟		14,134	被害船舶		隻	5
			世帯		13,924	水道		戸	5,744
			人		39,991	電話		回線	134
	床上浸水		棟			電気		戸	9,277
			世帯			ガス		戸	71
			人			ブロック塀等		箇所	
床下浸水		棟			空港		箇所	1	
		世帯		り災世帯数		世帯	2,987		
		人		り災者数		人	9,271		
非住家	公共建物	棟	169	建物		件			
	その他	棟	2,899	危険物		件			
都道府県災害対策本部	名称	鳥取県災害対策本部		火災発	その他		件		
	設置	10月6日13時30分			公共文教施設		千円	859,605	
	解散	11月2日19時40分			農林水産業施設		千円	7,318,802	
災害対策本部設置市町村	別紙のとおり			公共土木施設		千円	23,068,048		
				その他の公共施設		千円	5,442,278		
				小計		千円	36,688,733		
	計	団体	19	公共施設被害市町村数		団体	20		
				農林被害		千円	200,811		
災害救助法適用市町村	米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町			その他	林産被害		千円	63,216	
					畜産被害		千円	80,490	
					水産被害		千円	1,359,258	
					商工被害		千円	1,819,570	
					その他		千円	9,631,679	
消防職員出動延人数		人	1,406	被害総額		千円	49,843,757		
消防団員出動延人数		人	2,502						
備考									

建物被害状況市町村内訳（10月5日現在）

市町村名		全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破 (棟)	非住家	
					公共	その他
	鳥取市					
岩美郡	国府町					
	岩美町					
	福部村					
	郡家町					
八頭郡	船岡町					
	河原町					
	八東町					
	若桜町					
	用瀬町					
	佐治村					
	智頭町			1		
	気高郡	気高町				
鹿野町						
青谷町						
	倉吉市			30		1
東伯郡	羽合町					
	泊村			1		
	東郷町					
	三朝町			3	1	
	関金町			5		
	北条町			2		
	大栄町			8		
	東伯町			5		
赤碕町						
	米子市	103	1,090	5,914	3	319
	境港市	71	287	1,228		420
西伯郡	西伯町	40	392	1,208	2	217
	会見町	2	43	879	1	70
	岸本町		10	1,097	12	67
	日吉津	1	12	281	9	8
	淀江町			411		
	大山町		1	120		6
	名和町		1	19		
中山町			7			
日野郡	日南町		12	368	16	63
	日野町	129	441	945	60	1,515
	江府町		1	847	43	
	溝口町	48	204	755	22	213
計		394	2,494	14,134	169	2,899

(1) 日野町の避難勧告の状況

災害対策基本法に基づく避難勧告の状況は、次のとおり。

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 6日（金）19時00分 根雨1区：20世帯 31名 根雨2区： 3世帯 6名	10月13日（金）16時50分 すべて解除
10月10日（火）13時00分 本郷地区：10世帯 40名及び7事業所	10月13日（金）16時52分 すべて解除

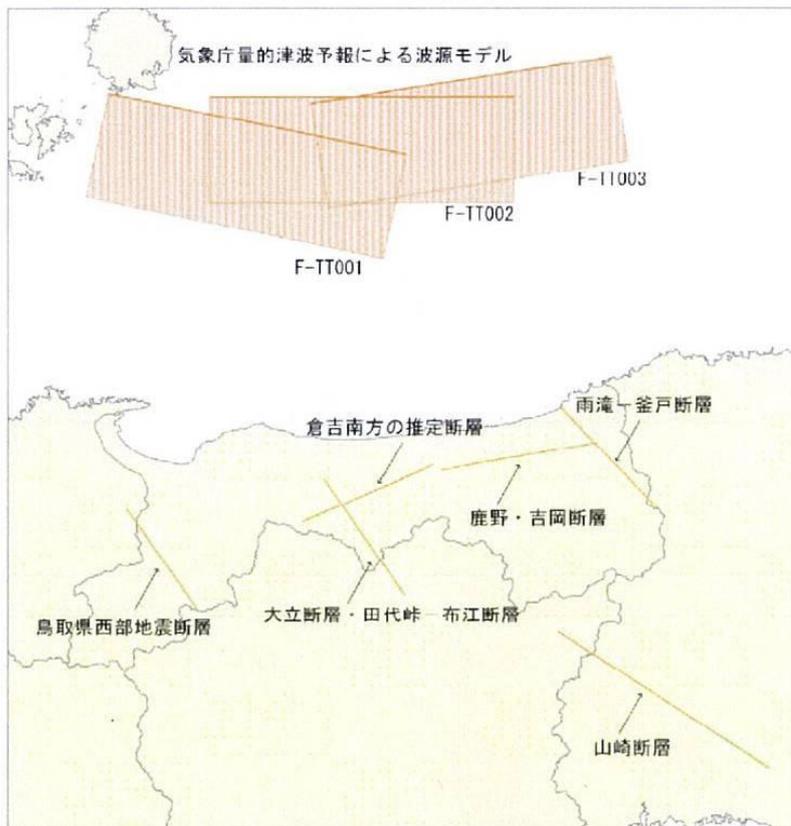
4 地震の想定（県による想定）

県における地震被害想定は以下のとおり。（「鳥取県地震防災調査研究報告書【H17年3月】」をもとに、「鳥取県震災対策アクションプラン【H22年12月】」策定時に一部見直した結果）

想定地震については、鳥取県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

地震種類	想定地震	マグニチュード（M <sub>j</sub> ）	想定内容	
			地震動・液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層（1943年鳥取地震）	7.2	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝－釜戸断層	7.3	○	

## 想定地震の震源断層位置



### (1) 想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

#### ア 想定ケース

地震発生時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるように次の3つのケースを想定した。

- (ア) 朝4時・・・多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない）
- (イ) 夏12時・・・日中において地震による出火が平均的な条件  
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：南、風速：3.5m/秒）
- (ウ) 冬18時・・・地震による出火が最も多くなる条件  
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m/秒）

#### イ 想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村ならびに500mメッシュを併用した。

#### ウ 主な想定項目と内容

項目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性

項目	主な内容
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
直接被害額	建物、家財、償却資産、在庫資産の被害額
間接被害額	交通ネットワーク被災による間接被害額
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

(2) 想定結果の概要（鳥取県西部地震断層の地震）

本町に最も被害を及ぼす鳥取県西部地震断層の地震における、町内の被害想定結果は以下のとおりである。

鳥取県西部地震断層の地震			
現況データ	人口（人）	4時	3,745
		12時	3,985
		18時	3,925
	建物棟数（棟）		2,448
計測震度面積率（%）	5弱以下		0.0
	5強		16.1
	6弱		65.0
	6強		18.7
	7		0.2
液状化危険度面積率（%）	極めて低い（PL=0、対象外）		97.1
	低い（PL=0-5）		0.6
	高い（PL=5-15）		0.0
	極めて高い（PL=15-）		2.4
建物	建物被害（棟）	大破数	68
		中破数	247
	火災（冬18時）	出火件数（件）	1
		焼失棟数（棟）	5
ライフライン	ライフライン機能支障（%）	上水道	84.67
		LPガス	12.87
		電力	20.50
		下水道	—
人的被害（人）	朝4時	死傷者	2
		負傷者数	55
	夏昼12時	死傷者	3
		負傷者数	50
	冬夕18時	死傷者	3
		負傷者数	47
社会機能支障	避難所生活者数（人）	朝4時	1,209
		夏昼12時	1,208
		冬夕18時	1,207
交通施設被害（道路のみ評価対象）	鳥取県西部、特に西部南域の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想。最悪		

鳥取県西部地震断層の地震	
	<p>の場合、鳥取県西部南域の道路交通が遮断される。被災地がほぼ鳥取県西部南域に限られることから、鳥取県中部、東部から応援が実施され、鳥取県西部南域の山間部への陸上輸送が困難な場合は、ヘリコプターによる輸送も実施。</p>

- ※ 人的被害は、建物被害、火災被害（6時間後）、斜面崩壊、ブロック塀倒壊、屋内収容物転倒による死者と負傷者の計
- ※ 建物被害は、揺れ、液状化、斜面崩壊の大破棟数と中破棟数の計
- ※ 直接被害額は、建物、家財、償却資産（土地、家屋除く）、在庫資産が対象
- ※ 間接被害額は、緊急輸送道路上の橋梁被害により、道路利用者が迂回することで生じる所要時間数の増加を金額に換算したもの。（復旧工事の期間が長くなるほど間接被害額は増大する。）
- ※ 現況データ及び人的被害等の人数については、県の被害想定において、平成12年国勢調査人口（4,516人）を基準として算出されているため、平成22年国勢調査人口（3,745人）との按分換算により補正した人数を記載している。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 通 則

災害予防計画は地震災害による被害を軽減するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

### 第2節 減災目標の整備

風水害対策編第2章第2節「減災目標の整備」を準用する。

### 第3節 災害危険区域の設定

地震災害を想定した場合、町内においてもいくつかの災害発生が予想される。災害により予想される危険区域は、資料編のとおりである。

## 第4節 地盤災害予防計画

### 1 目 的

この計画は、地震に伴う地すべり・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、町、県、その他関係機関が危険地域の把握を行い、広く町民に対して災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

### 2 地すべり対策事業（地すべり等防止法）

地すべり防止区域では、県を事業主体とする地すべりを防止するための対策工事を順次実施するとともに、標柱及び標識板等を設置する。

### 3 山くずれ防止事業（治山事業）

町は、県の協力を得て、山腹崩壊等の荒廃の復旧はもちろんのこと、山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、住民に対して山くずれの危険性を周知させることと併せて山くずれ危険予想地域等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報し、山地災害の防止を図るものとする。

### 4 土石流対策砂防事業

町は、土石流対策が必要とされる箇所について、県に対し、これらの危険溪流の土石流対策砂防事業の実施を要請するものとする。

### 5 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律）

町及び県は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図るものとする。

#### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所と崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜地であって崩壊の危険性のある箇所を把握し、崩壊によって周辺の住家等に危険が生ずるおそれがある区域(崩壊危険区域)について、県に対し、指定を要請するものとする。

#### (2) 急崩壊危険箇所に対するパトロール

町、県、その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて、危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導の徹底を図るものとする。

### 6 災害危険区域防災計画（建築基準法）

町は、県との協議により、急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、

建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域に関する条例による災害危険区域を指定するものとする。

また、災害危険区域においては、住民に対して警戒を促すとともに、原則として住宅等の建築は禁止し、災害の防止を図るものとする。

#### **7 地盤の液状化防止事業の推進**

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される区域について、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化の基礎知識等に関する町民への広報
- (3) 地盤改良又は建築基礎補強等の工法の実施

#### **8 砂防事業・河川改修の推進**

町は、砂防事業や河川改修が必要とされる河川について、国・県に対し事業の実施を要請する。

## 第5節 街区等防災化計画

### 1 目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等街区等の秩序ある整備を図り、震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 計画的な市街地の形成（都市計画法第3条）

町は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地整備の施策を総合的に展開する。

### 3 街路網、公園・緑地等の整備

#### (1) 街路網の整備

街区等における道路は交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間をはじめ緑化・通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。町は、これらを適切に配置し、円滑な交通対策、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止のため道路整備等を行うことにより、災害防止・避難対策等の推進に努めるものとする。

#### (2) 公園・緑地等の公共空地

街区等における緑とオープンスペースは環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止として防災上重要な役割を持っており、必要欠くべからざる施設としての側面を持っている。

このため、町は、公園・緑地について、街区等の基盤施設として、計画的に整備を促進するものとする。

#### (3) 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。

そのため、町は、水利が消火栓のみに偏らないよう耐震性貯水槽等の貯水施設の適正配置や河川水の利用ができるよう整備に努めるとともに、小型動力ポンプの設置等の消火体制の確立に努めるものとする。

## 第6節 公共施設等の予防計画

### 1 目的

地震災害時の公共施設等の被害は、町民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、町民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらす。

町をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める必要がある。

この計画は、道路、河川、上下水道等各種公共施設ごとに必要な耐震性について検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

### 2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、ずい道等が破損することは、震災時における町民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、道路管理者は、物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、病院、避難所への避難路等防災幹線道路ネットワークを策定し、地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、道路の整備強化を進める。また、新たに道路橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

#### (1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石及び沿道建築物の崩壊等が考えられる。このため、道路管理者は、管理道路について底面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所の指定を行い、これにより被害が想定される箇所に対し、緊急度が高く、かつ実施可能な箇所から順次、対策工事を実施するものとする。

#### (2) 橋りょうの整備

道路管理者は、管理する橋りょうについて、「道路橋示方書V耐震設計編(平成8年12月)」により橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋梁の新設に当たっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋りょうを建設するものとする。

#### (3) ずい道の整備

道路管理者は、管理するずい道について、ずい道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

#### (4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工事を実施する。

#### (5) 道路情報の充実

道路管理者は、迂回ルートの設定及び運用について道路情報を的確に伝達するため、道路情報収集のための交通監視テレビカメラ等を整備するとともに防災幹線道路ネットワークにおける主要地点に交通情報板、簡易パーキングを設置し、情報提供の充実を図る。

また、信号機の耐震化を図るため、電源付加装置の整備を行うものとする。

### 3 河川

町は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

#### (1) 堤防の補強

町は、老朽化の著しい堤防についても護岸等の補強を進めるものとする。

#### (2) 水門、樋門の改築

町は、老朽化による機能低下が著しい河口部の水門は、耐震設計により改築を進めるものとする。

### 4 上水道施設

震災による水道の断水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、また2次災害を防止するため、水道事業者（町長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、応急給水体制、相互応援協力体制の確立を推進するものとする。

#### (1) 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に当たって十分に耐震性を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の耐震性向上を図っていくものとする。

#### (2) 応急給水体制の整備

町は、緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図る等、応急給水体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、確保した井戸等の水質検査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

更に、相互援助給水が行えるよう、隣接水道事業者間での連絡管の整備に努める。

#### (3) 非常用電源の確保

水道事業者は、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるよう自家発電設備などの整備に努める。

(4) 復旧工事用資材の備蓄

規模の大きい水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材の備蓄や水道工事指定工事店との覚書等により緊急時に資材が優先調達できるよう努める。

(5) 相互応援協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は近接市町村あるいは県へ応援を要請する。また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。

## 5 下水道施設

町は、震災による下水道及び農業集落排水施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努めるものとする。

(1) 施設の耐震性の強化

下水道施設の建設に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（1997年版）」及び「耐震対策最終提言について（平成8年8月国土交通省通知）」に定める基準に従い、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保するものとする。

また、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平時の維持管理で異状が認められる箇所等の耐震診断を行い、対策を必要とするものについて順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

(2) システム的な耐震性の強化

下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的な対応により耐震性の向上を図れるよう努めるものとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常時用電力・用水の確保を図れるように努めるものとする。

ア 施設の複数化

イ 自家発電用設備の整備

ウ 用水供給設備の整備

(3) 下水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

ア 既往災害履歴の作成

イ 耐震点検（耐震診断）

- ウ 日常点検保守
- エ 震災の可能性が高い箇所の把握
- (4) 非常時防災体制の確立
  - ア 下水道台帳等の整備
    - 非常時の応急対策・復旧対策に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理するものとする。
  - イ 非常配備体制等の整備
    - 非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておくものとする。
  - ウ 非常時協力体制の整備
    - 非常時の応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、下水道管理者相互の応援協力体制、関連業者等との連絡体制をあらかじめ整備しておくものとする。
  - エ 資機材等の確保
    - 被害状況調査用機材及び応急復旧用資機材等の確保体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 第7節 農業災害予防計画

風水害対策編第2章第7節「農業災害予防計画」を準用する。

## 第8節 建造物災害予防計画

### 1 目的

この計画は、地震による建築物等の災害を防ぎよするため、防災建築物等の建設を促進し、もって建築物被害の減少を図ることを目的とする。

### 2 既存木造建築物に関する対策

町は、地震による災害を防止し被害を最小限度にとどめるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、第9節「消防計画」を参照すること。

#### (1) 建築物の耐震化の推進

ア 住宅の耐震化

イ 特定建築物の耐震化

ウ 倒壊により救助活動や避難活動に支障をきたすおそれのある特定建築物の耐震化

エ 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は県と連携して、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。特に避難経路沿いについて重点的に取り組むものとする。

オ 耐震診断・耐震化に係る補助

町は、建築物の所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の費用負担を軽減し、耐震化を進めるため、耐震改修等の費用負担等の支援事業及び税制の優遇措置に取り組むものとする。

#### (2) 公共施設の耐震化

ア 町有施設の耐震化

イ 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

#### (3) 造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が起こりうるため、県の実施する造成宅地耐震化推進事業を積極的に推進する。

### 3 公共用建築物の災害予防対策

町は、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃化の推進、耐震性の確保並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に県有並びに町有の公共建築物にあつては、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

る。

#### 4 文教施設の災害予防対策

町は、町内の小・中学校について、耐震構造建物の早期整備を図るものとする。

#### 5 社会福祉施設等の災害予防対策

町は、社会福祉施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、今後とも計画的な整備を行う。入所対象者は、高齢者、幼児、障がい者等であり、災害に対する避難活動等についても相当の配慮を要するので、今後は施設職員の研修を充実する。

#### 6 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

#### 7 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

##### (1) 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、街区状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

##### (2) 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

#### 8 応急仮設住宅の確保体制の整備

##### (1) 民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

##### (2) 建設資機材及び建設業者の把握

ア 町は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に

把握しておくものとする。

イ 町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

## 9 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

### (1) 宅地建物防災への取組み

#### ア 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- (ア) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (イ) 被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。
- (ウ) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

### (2) 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

#### ア 町の体制整備

- (ア) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- (イ) 被災宅地危険度判定に関する住民への周知

## 10 その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

### (1) 家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

### (2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携しては避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

### (3) 窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア エレベーターの耐震安全性の確保

イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ 早期救出・復旧体制の整備等

エ 適時適切な情報提供・情報共有

## 第9節 消防計画

風水害対策編第2章第10節「消防計画」を準用する。

## 第10節 文化財災害予防計画

風水害対策編第2章第11節「文化財災害予防計画」を準用する。

## 第 11 節 避難所等整備計画

風水害対策編第 2 章第 12 節「避難所等整備計画」を準用する。

## 第 12 節 物資・資機材等整備計画

風水害対策編第 2 章第 13 節「物資・資機材等整備計画」を準用する。

## 第 13 節 医療(助産)救護体制の整備計画

風水害対策編第 2 章第 14 節「医療(助産)救護体制の整備計画」を準用する。

## 第 14 節 防災通信体制整備計画

風水害対策編第 2 章第 15 節「防災通信体制整備計画」を準用する。

## 第 15 節 防災拠点の整備計画

風水害対策編第 2 章第 16 節「防災拠点の整備計画」を準用する。

## 第 16 節 緊急輸送計画

風水害対策編第 2 章第 17 節「緊急輸送計画」を準用する。

## 第 17 節 広域応援体制・受入体制整備計画

風水害対策編第 2 章第 18 節「広域応援体制・受入体制整備計画」を準用する。

## 第 18 節 防災訓練計画

風水害対策編第 2 章第 19 節「防災訓練計画」を準用する。

## 第 19 節 災害時要援護者対策の強化

風水害対策編第 2 章第 20 節「災害時要援護者対策の強化」を準用する。

## 第 20 節 自主防災組織の整備計画

風水害対策編第 2 章第 21 節「自主防災組織の整備計画」を準用する。

## 第 21 節 防災知識普及計画

風水害対策編第 2 章第 22 節「防災知識普及計画」を準用する。

## 第 22 節 ボランティア受入計画

風水害対策編第 2 章第 23 節「ボランティア受入計画」を準用する。

## 第 23 節 危険物等災害予防計画

風水害対策編第 2 章第 24 節「危険物等災害予防計画」を準用する。

## 第 24 節 被災者支援計画

風水害対策編第 2 章第 25 節「被災者支援計画」を準用する。

## 第 25 節 帰宅困難者対策の強化

風水害対策編第 2 章第 26 節「帰宅困難者対策の強化」を準用する。

## 第 26 節 災害時の事業継続の取組みの促進

風水害対策編第 2 章第 27 節「災害時の事業継続の取組みの促進」を準用する。

## 第 27 節 地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。

したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、町、県及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地盤の構造、活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 消防水利等の状況
- (4) 危険物等大量可燃物施設の状況
- (5) 電気・ガス等の設置等の状況
- (6) その他必要な事項
  - ア 地震時の交通障害等に関する事項
  - イ 建造物の不燃化・耐震化に関する事項

## 第 28 節 南海トラフを震源とする地震の対応

### 1 目的

近年発生が懸念される南海トラフを震源とする地震では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、鳥取県では、大きな被害が予測されていないことから、被災地域に対して応援を積極的に実施することを目的とする。

### 2 応援の実施

#### (1) 町内被害の状況把握

南海トラフを震源とする地震では、本町に大きな被害は予測されていないものの、町土及び町民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、南海トラフを震源とする地震が発生した際は、町内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

#### (2) 他市町村・他県への応援の実施

町内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を積極的に実施するものとする。応援に当たっては、県と調整しながら実施するものとする。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 日野町防災会議

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、日野町防災会議が置かれている。その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

### 1. 組織

(1) 会長 日野町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者

イ 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者

ウ 町を所轄する警察署長

エ 町長が、その部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者

### 2. 所掌事務

(1) 日野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関・県・関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

(4) そのほか法律又はこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

### 3. 日野町防災会議委員等の状況

日野町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は資料編「日野町防災会議条例」のとおりである。

### 4. 日野町防災会議の運営

日野町防災会議条例(昭和45年4月1日条例第38号)の定めるところによる。

## 第2節 日野町災害対策本部等

### 1. 日野町災害対策本部

#### (1) 日野町災害対策本部の設置

日野町の地域において地震が発生し、又は地震が発生する恐れがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は、日野町災害対策本部条例に基づき、速やかに日野町災害対策本部（以下「本部」という。）を日野町役場本庁舎に設置するものとする。

なお、役場本庁舎が使用不能の場合は、町長の指定する場所に設置するものとする。

また、町長不在の時は教育長が代行し、災害対策を行うものとする。この権限の委譲はすべての災害対策の指示について準用する。

#### (2) 本部設置基準

本部の設置の基準は次のとおりとする。

ア 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき

イ 震度5弱以上の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。

ウ 震度6弱以上の地震が発生したとき。

エ 地震災害が広範な地域にわたり、又は拡大する恐れのあるとき

オ 地震災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、その必要を認めるとき。

#### (3) 廃止の基準

本部は概ね次の基準により町長が廃止する。

ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなると認めるとき。

#### (4) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話・防災行政無線・その他適確、迅速な方法で周知するものとする。

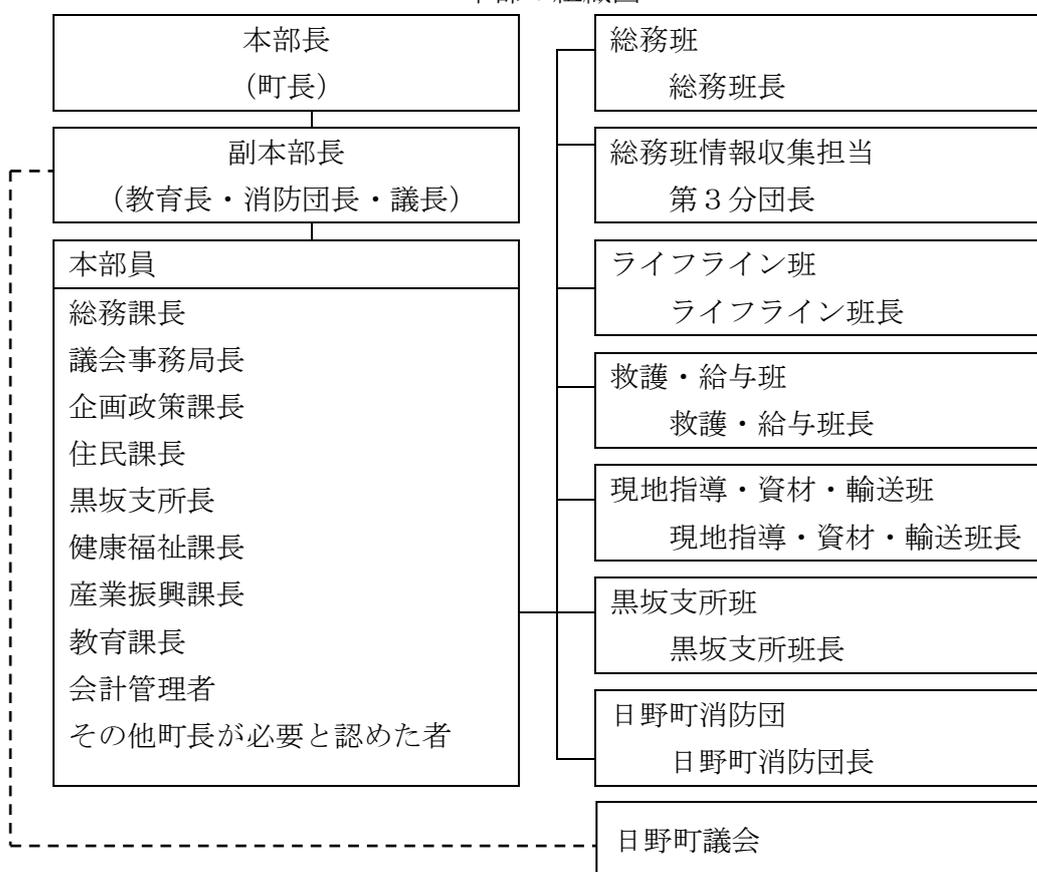
公表先	方法	担当
県知事	電話・口頭・電子メール	総務課
黒坂警察署	電話・連絡員	
防災会議構成機関	電話・口頭	
隣接の市町村長	電話	
町の関係機関	口頭・電話	
報道機関	口頭・文書・電話	

公表先	方法	担当
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	口頭・電話	
住民	電話・防災行政無線・電報・口頭・メール配信システム（あんしんトリピーメール）・緊急速報（エリア）メール	

#### (5)本部の組織

本部に本部長（町長）、副本部長（教育長・消防団長・議長）を置くほか、本部会議及び対策班をもって組織する。なお、本部に事務局を置く。

本部の組織図



#### (6)本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、総合的かつ関係組織の一元的体制を確立するとともに、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

- ア 地震発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
- イ 災害に係る各種情報収集
- ウ 緊急輸送路確保のための連絡調整

- エ 関係機関への応援要請
- オ 県（現地対策本部）との連絡調整
- カ 生活物資等の調達、輸送に係る調整
- キ 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整
- ク 住民の安心安全情報の提供

(7)災害対策本部の所掌事務

- ア 災害対策本部の所掌事務及び初動期の所掌事務は、下記の表のとおりとする。
- イ 災害対策本部が設置されていないときであっても、各班は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。
- ウ なお、所管が不明確な事務や、横断的な対応が必要とされる事務については、総務班が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

日野町災害対策本部所掌事務

班名	事務分担
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の事務局に関すること。</li> <li>2 本部会議に関すること。</li> <li>3 各対策班との連絡調整に関すること。</li> <li>4 各対策班からの災害情報の収集及び被害状況のとりまとめに関すること。</li> <li>5 災害現地調査及び一般被災者の被害状況のとりまとめに関すること。</li> <li>6 県、その他防災関係機関に対する連絡に関すること。</li> <li>7 県、その他防災関係機関等に対する被害状況等の報告に関すること。</li> <li>8 職員の配備・動員に関すること。</li> <li>9 自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。</li> <li>10 配車計画及び車両の確保に関すること。</li> <li>11 消防局、消防団との連絡調整に関すること。</li> <li>12 被災職員に対する公務災害補償及びその他福利厚生に関すること。</li> <li>13 気象に関する情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>14 降雨量、河川の水量、水位情報、水防情報の収集に関すること。</li> <li>15 電話及び防災行政無線並びにアマチュア無線に関すること。</li> <li>16 被災者相談窓口の総合調整に関すること。</li> <li>17 報道機関への対応に関すること。</li> <li>18 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>19 商工観光関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。</li> <li>20 その他本部長が指示する事項に関すること。</li> </ul>
現地指導・資材・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における物資の調達に関すること。</li> <li>2 災害用食料の確保及び配分に関すること。</li> <li>3 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること。</li> <li>4 り災証明の発行に関すること。</li> <li>5 り災者名簿の作成に関すること。</li> <li>6 災害時の埋火葬等に関すること。</li> <li>7 被災納税者の調査及び減免、納期延長等の措置に関すること。</li> <li>8 義援金品の集配に関すること。</li> <li>9 その他本部長が指示する事項に関すること。</li> </ul>

班名	事務分担
救護・給与班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること。</li> <li>2 社会福祉施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>3 災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。</li> <li>4 日赤及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>5 ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>6 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関すること。</li> <li>7 炊き出し等による避難者の援護に関すること。</li> <li>8 保健衛生施設及び医療機関の被害調査、連絡調整、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>9 救護所の開設及びその医療、助産、医薬品及び衛生資材の確保並びに配分等に関すること。</li> <li>10 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること。</li> <li>11 被災者の保健指導に関すること。</li> <li>12 学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。</li> <li>13 学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。</li> <li>14 児童及び生徒の避難に関すること。</li> <li>15 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。</li> <li>16 災害時の応急教育に関すること。</li> <li>17 教職員の動員及び確保に関すること。</li> <li>18 災害時の文化財の保護に関すること。</li> <li>19 児童福祉施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>20 その他本部長が指示する事項に関すること。</li> </ol>
ライフライン班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び町道、橋梁、河川、砂防施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>2 土砂災害対策に関すること。</li> <li>3 簡易水道及び下水道並びに終末処理場等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>4 飲料水の確保及び供給に関すること。</li> <li>5 廃棄物の収集及び処理、死亡獣畜処理に関すること。</li> <li>6 し尿処理業者との連絡調整に関すること。</li> <li>7 仮設トイレの設置に関すること</li> <li>8 農林地、農林水産物及び農林水産畜産施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</li> <li>9 障害物の除去に関すること。</li> <li>10 災害対策のための建設機械及び労務者の確保その他の応急土木対策に関すること。</li> <li>11 応急仮設住宅等の用地確保及び建設に関すること。</li> <li>12 その他本部長が指示する事項に関すること。</li> <li>13 道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。</li> <li>14 仮設住宅への入居者選考に関すること。</li> </ol>
班 黒坂支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関すること。</li> <li>2 災害時における物資の調達に関すること。</li> <li>3 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること。</li> <li>4 災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。</li> </ol>

班名	事務分担
	5 炊き出し等による避難者の援護に関すること。 6 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関すること。 7 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること。 8 ボランティアの受入れに関すること。 9 その他本部長が指示する事項に関すること。

日野町消防団の町災害対策本部における所掌事務

班名	班長	課等の構成	事務分担
日野町消防団	消防団長	消防団員	1 非常警備及び消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 捜索救助に関すること。 4 消防組織法・消防法に基づく消防業務に関すること。 5 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。

エ 初動期の対応

地震発生初動期の所掌事務については、以下の分担で応急対応にあたるものとする。なお、具体的な対応の手順については、「日野町職員初動マニュアル」によるものとする。

初動期の所掌事務

班名	初動期の事務分担
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光客の保護及び避難所への収容</li> <li>● 被災家屋数の調査・報告</li> <li>● 火災の発生状況の調査・報告</li> <li>● その他、二次災害危険、要救出現場数の把握</li> <li>● 避難の勧告・指示の伝達</li> <li>● 避難勧告・指示による住民の避難誘導</li> <li>● 地域住民への警戒呼びかけ広報・避難誘導（避難の勧告・指示が出た段階では避難の勧告・指示の広報）</li> <li>● 人命に係わる災害情報収集・報告</li> <li>● 人命の救出及び救急協力</li> <li>● 火災防御活動、水防活動等の災害防御</li> <li>● 災害時要援護者の保護・移送</li> </ul>
ライフライン班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要道路被害調査報告</li> <li>● 重要道路、橋梁の応急復旧</li> <li>● 上下水道施設被害調査報告</li> <li>● 重要土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告</li> <li>● 救出及び道路復旧等のための建設業者との連絡調整</li> <li>● 交通途絶箇所及び交通迂回路線の表示</li> </ul>

班名	初動期の事務分担
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧</li> <li>● 二次被害危険の大きい河川の被害調査、応急復旧</li> </ul>
現地指導・資材・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送力の確保及び輸送車両等の配車</li> <li>● 緊急通行車両の確認</li> <li>● 食料品、生活必需品の調達確保</li> </ul>
救護・給与班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料品、生活必需品の給与、貸与</li> <li>● 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置</li> <li>● 保育所入所児の避難及び保護</li> <li>● 児童、生徒の保護・避難等</li> <li>● 災害時要援護者の避難援護</li> <li>● 避難所の開設及び管理運営</li> <li>● 日本赤十字社、町社会福祉協議会等との連絡調整</li> <li>● 医療施設の被害調査及び応急対策</li> <li>● 医師及び助産師への協力要請</li> <li>● 医療薬品衛生資材の確保及び配分</li> <li>● 救護班の編成及び医療救護活動への協力</li> <li>● 災害対策のための教職員の確保、動員</li> <li>● 学校給食施設により災者への炊き出し</li> </ul>
黒坂支所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の勧告・指示の伝達</li> <li>● 避難勧告・指示による住民の避難誘導</li> <li>● 地域住民への警戒呼びかけ広報・避難誘導（避難の勧告・指示が出た段階では避難の勧告・指示の広報）</li> <li>● 人命に係わる災害情報収集・報告</li> <li>● 人命の救出及び救急協力</li> </ul>

### (9)本部会議

#### ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

#### イ 本部会議の開催

(ア) 本部長（町長）は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務班長へ申し出るものとする。

#### ウ 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること

(イ) 災害情報及び被害状況の分析ならびに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。

(ウ) 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関する

ること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項について。

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当班長は他の関係班長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務班が担当する。

カ 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

## 2 災害警戒本部

町長は、災害対策本部が設置されない段階で、地震災害に対する警戒のため必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

(1)設置基準

災害警戒本部設置の基準は、第3章第3節「配備及び動員計画」による。

(2)廃止基準

ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなると認めるとき。

ウ 被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

(3)設置及び廃止の公表

災害警戒本部を設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

## 3 日野町現地災害対策本部

本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、地震の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(1)組織

現地災害対策本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもってあてる。

(2)設置場所

現地災害対策本部の設置場所は災害の規模その他の状況により本部長が定めるものとする。

(3)任務

現地災害対策本部は、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、災害対策本部の本部会議において決定するものとする。

る。

現地災害対策本部長は、災害が大規模で現地災害対策本部が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の状況を直接収集・分析し、災害対策本部へ報告するものとする。

## 第3節 配備及び動員計画

### 1 目的

この計画は、地震発生時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 2 配備計画

地震が災害が発生した場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

#### 地震発生時の配備基準

種別	配備の基準（時期）	配備の内容
（注意） 第一配備体制	1 震度4の地震が発生したとき。	1 関係各課（室）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2 関係各課（室）においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
第二配備体制（警戒体制）	1 震度5弱・5強の地震が発生したとき。 2 配備基準に定めた人数は、町長に応じ変更することができる。	1 関係各課（室）においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議（管理職会議）を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。 （勤務時間外においては防災連絡責任者は出動待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制を作るものとする。） 2 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視に当たるものとする。 3 関係各対策部においては、第三配備の準備を行うものとする。 （勤務時間外の場合は、本部に出動待機するものとする。）

種別	配備の基準（時期）	配備の内容
第三配備体制（非常体制）	1 震度5弱以上の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。	町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施対策部は、すべての防災活動に従事するものとする。 （勤務時間外の場合は、本部に出動するものとする。）

（備考） 1 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき。

### 3 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、以下の動員計画により動員を行うものとする。

#### (1) 職員の動員計画

##### ア 動員数の増減

各班長は必要と認める範囲内において総務班長と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。

なお、各班長は、あらかじめ職員の内から、配備要員を指名しておくものとする。

##### イ 防災連絡責任者の任命及び責務

（ア）各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は前記(1)に掲げる表のとおりである。

（イ）防災連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡

（ウ）防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務班長まで届けるものとする。

#### (2) 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。なお、出動の基準、招集の方法等は、第3章第7節「消防活動計画」による。

#### (3) 動員配備等の伝達系統及び方法

##### ア 勤務時間中

（ア）県防災行政無線、FAX等により気象情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（室）に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、電子メ

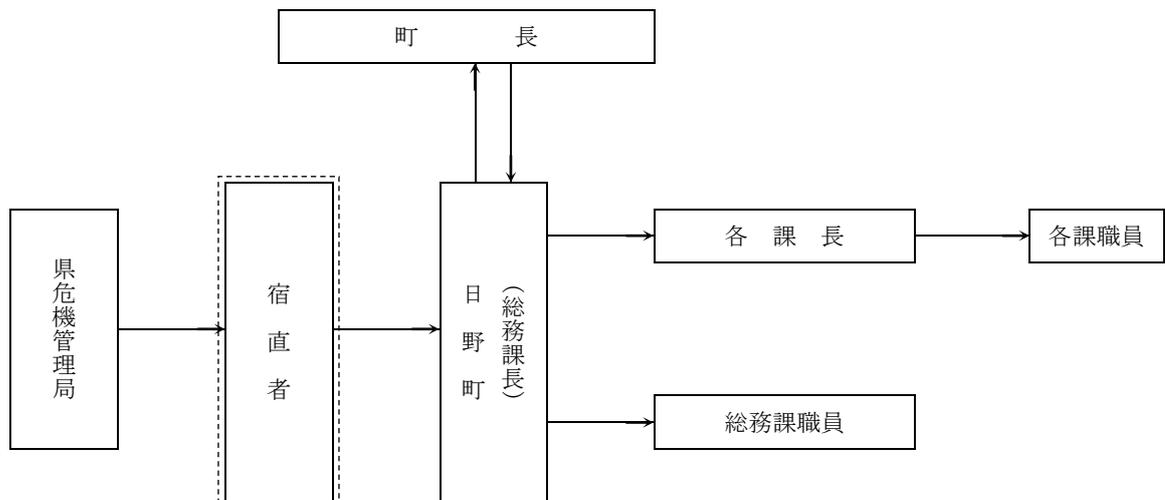
ール等により徹底する。

(イ) 各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ 勤務時間外、休日

(ア) 本庁舎宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想される時は、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは企画政策課長）に連絡するものとする。

(イ) 総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。



(注) [ ] は勤務時間外、休日

(4) 職員の登庁

登庁の基準、場所、留意事項等は「日野町職員行動マニュアル」によるものとする。

(5) 職員の待機

職員は、常に地震情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

(6) 標識

ア 腕章

地震災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、あらかじめ定められた腕章を帯用するものとする。

イ 標旗

地震災害時において使用する町本部の車両には、規則等により別段の定めがある場合のほか、あらかじめ定められた標旗を帯用するものとする。

(7) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各班

長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

#### 4 職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難な場合は、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

- (1) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。
  - ア 派遣を要請する理由
  - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。
- (3) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

#### 5 県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

## 第4節 通信情報計画

### 1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報及び災害関係情報を迅速、適確に収集、伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

### 2 緊急地震速報、地震情報等の伝達計画

地震に関する情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関及び住民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努めるものとする。

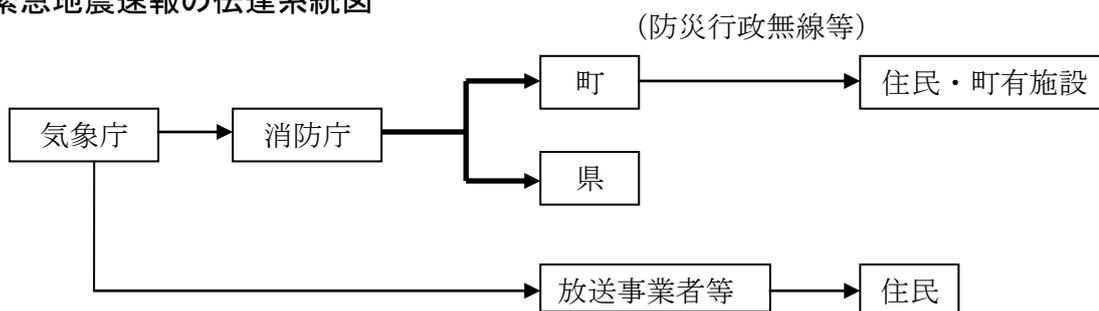
#### (1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が発生するおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

町は、全国瞬時警報（J-ALERT）等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため住民へ伝達する。また、緊急地震速報は平成 25 年 8 月より、予想される地震動の大きさが震度 6 弱以上の場合は、府県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として位置付けられた。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### ○緊急地震速報の伝達系統図



※  $\longrightarrow$  は J-ALERT により伝達されるルート

#### (2) 地震に関する情報の種類及び内容

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の 3 区分）と地震

区分	情報の種類	発表内容
		の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には46の震度観測点あり。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
	遠地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
	地震解説資料（準即時的な情報）	県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。

### (3) 地震情報の発表及び伝達

地震に関する情報については、主に鳥取地方気象台が発表する。

### (4) 地域住民への伝達

地域住民の不安を解消するとともに適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報エリアメール等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達を行う。

ア 震度、震源、余震の状況等の地震情報

イ 地震防災応急対策の指示

#### 放送文例

こちらは防災日野町です。〇時〇分に震度〇の地震が発生しました。

火の元、建物等の倒壊、落下物に十分注意してください。

また、地震による被害が発生した場合は、直ちに日野町役場総務課に報告してください。

なお、今後も引き続き地震の発生に注意してください。

(5) 関係機関への伝達

町長は関係機関から地震情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって町内の防災関係機関に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(6) 町における地震情報の取扱い

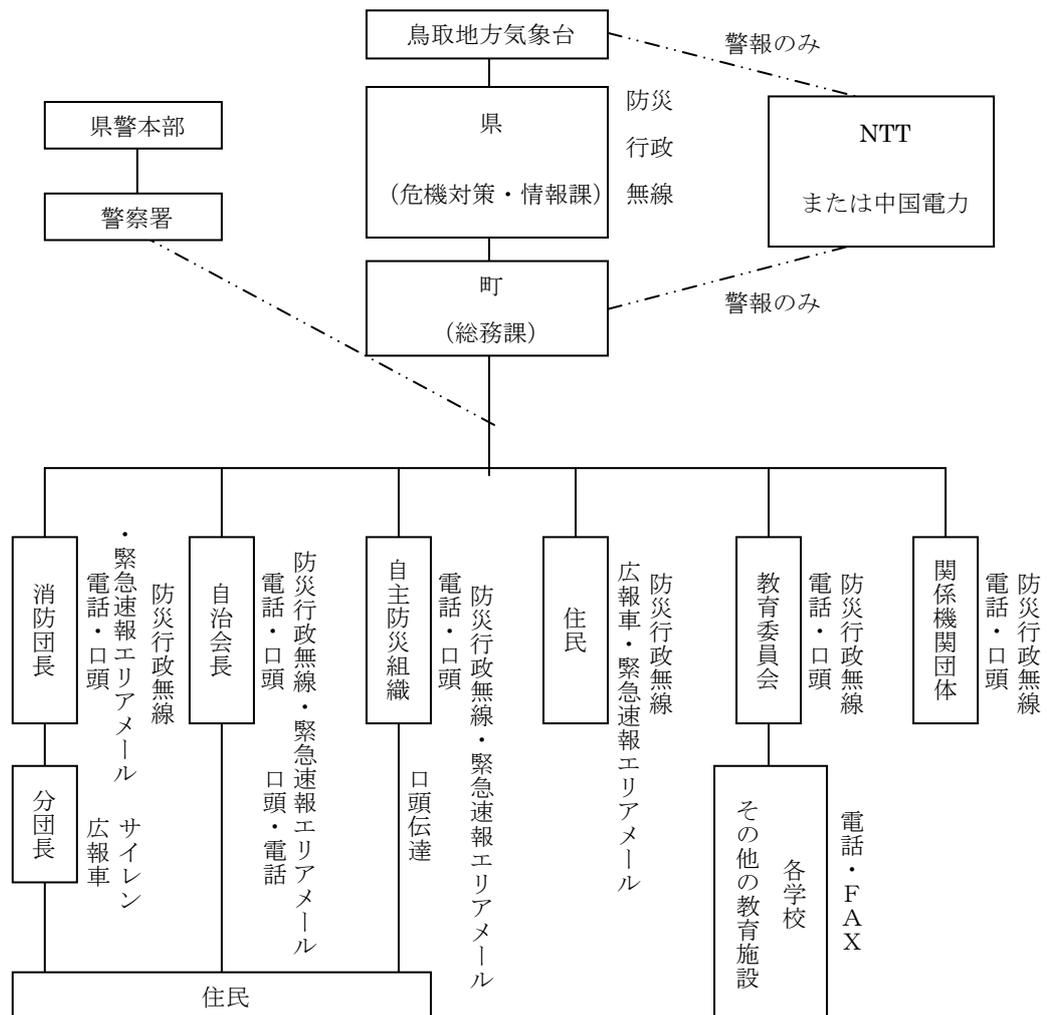
ア 地震情報は、勤務時間中は総務課で受信し、別表の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずるものとする。

イ 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 地震情報の伝達及び方法

県は、地震情報等について、鳥取地方気象台から受信した場合は、町・消防局に対して防災行政無線を通じファクシミリ情報として、さらに町に対してはJ-ALERTを通じ、自動的に伝達する。



## (8) 地震情報伝達先

前記の系統により、町に伝達された地震情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール
自治会長	電話、緊急速報エリアメール、町防災行政無線、必要に応じて口頭
消防団長	電話、町防災行政無線

## 3 災害情報の報告

### (1) 報告の種類

ア 町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。

(県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。) 報告に当たっては、災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月消防庁通知)及び火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月消防庁長官通知)による報告と一体的に行うものとする。(要領及び様式については、資料編参照)

イ 町の一般被害等の報告については、西部総合事務所日野振興センター日野振興局に行うものとする。

#### (ア) 即報

「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県本部事務局(危機管理局)及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局へ電子メール又はファクシミリ等により報告するものとする。

#### (イ) 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、おおむね 3 時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

#### (ウ) 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ 上記に限らず、町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し、西部総合事務所日野振興センターの所轄各部課を通じ、所定の様式により行うものとする。

### (2) 火災・災害等速報要領に基づく報告

ア 町、西部広域行政管理組合消防局から県（国）への報告

(ア) 町及び西部広域行政管理組合消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後 30 分以内に、県（本部事務局又は危機管理局）及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。

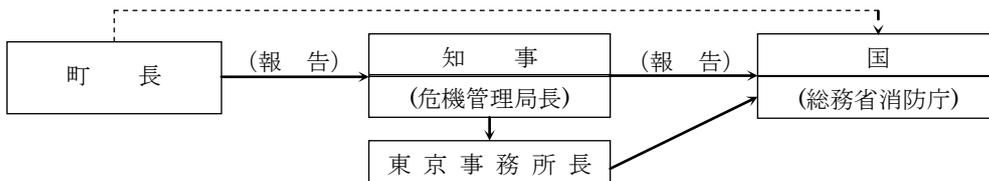
（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

(イ) 大規模災害等により、119 番へ通報が殺到する場合等においては、西部広域行政管理組合消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

(ウ) 火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（（ア）により、併せて県に対して報告。）

(3) 報告（通報）系統



(参考) 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線		
	電話番号		電話番号		
平日 (9:30 ~ 18:15)  総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	ファクシミリ	03-5253-7537	ファクシミリ	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外  総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線
				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	ファクシミリ	03-5253-7553	ファクシミリ	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

#### (4) 様式

即報については、資料編「被害報告様式」に掲げる第1号様式（火災）、第2号様式（特定の事故）、第3号様式（救急・救助事故等）、第4号様式（その1、その2）とし、確定報告については、第1号様式（火災）、第2号様式（特定の事故）とする。ただし、緊急を要する場合にあっては、本様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告するものとする。

### 4 町における収集要領

町による被害情報の収集は、次により行うものとする。

町は、県、黒坂警察署、消防局その他の機関からも情報収集に努め、的確な初動活動を行うものとする。

#### (1) 一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、速やかに県が定める様式により西部総合事務所日野振興センター日野振興局を通じて県（危機管理局）に報告を行う。

#### 一般被害等

- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・り災世帯数 ・り災者数
- ・避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、指示発令の状況 ・避難所の設置状況
- ・消防団員出動状況 ・災害対策（警戒）本部設置状況 ・避難者の状況（自主避難を含む。）
- ・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係 ・道路情報（通行止め）
- ・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

#### (2) 被害の情報収集

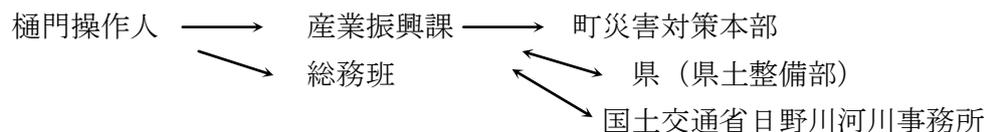
ア 災害が発生したときは、各班は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該班の班長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

イ 各班長は、総務班に報告を行い、本部事務局は報告を受けた被害の状況等を取りまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、被害状況に応じ、県（危機管理局）に報告を行うものとする。

#### (3) その他関係施設被害の情報収集

##### ア 樋門

樋門施設被害については、次の系統により被害収集を行う。



##### イ 公共交通機関

公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む。）等について、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する。また、



イ 町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、被害の状況に応じて個別具体的に、被害の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第8条第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ 安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないように個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

## (2) 町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

### ア 収集

(ア) 原則個人が特定される情報は収集しない。

(イ) 災害対策基本法に基づき、町が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

### イ 提供

(ア) 原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ) 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ) 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ 上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

(○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない)

(ア) 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所 (大字まで)	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所 (大字まで)	△	住所及び発生場所 (大字まで)
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)
	提供	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○	※どちらかにする。	○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容(持ち物や服装、身体的特徴など)
	提供	×		×		○	〃

(イ) 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

(ウ) 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数 (総数及び要援護者区分別人数)	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先 (場所、施設名)	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

6 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

本町の通信施設としては、次の施設が整備されている。町は適切な通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

- (1) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

町職員への連絡手段とし、また関係機関や団体等との連絡手段として一般加入電話、携帯電話を活用する。

#### (2) 町防災行政無線

町は、各地区住民等への広報、町内関係機関及び町本部と災害現場等との通信連絡を行うため、町防災行政無線を活用し、通信の確保を行う。

#### (3) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と総合事務所、市町村、消防局、自衛隊等とを有機的に結んでいる。

町は県防災行政無線を活用し、県と情報連絡、被害報告等を行うとともに、総合事務所、近隣市町村等との連絡に活用する。

#### (4) 衛星携帯電話

一般加入電話及び携帯電話は、災害時において回線の輻輳や停波等により利用に制限がかかる可能性があるため、孤立地域や関係機関、団体等との連絡手段として衛星携帯電話を活用する。

### 7 通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は防災行政無線、加入電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

#### (1) 電話の利用

非常通話、緊急通話を利用するものとする。

##### ア 災害時優先電話の登録

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、町役場、小中学校等施設の電話をあらかじめ災害時優先電話として登録している。

資料編 ・ 災害時優先電話指定状況一覧
---------------------

P. 58
-------

##### イ 非常通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次の（ア）～（ク）に掲げる事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。申し込みに当たっては、前記の登録を得た「災害時優先電話」から市外局番なしの「102番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・ 非常扱いの通話申込であること。

- ・登録された電話番号と機関などの名称
- ・相手の電話番号
- ・通話内容（ア）～（ク）

- （ア）気象、水象、地象又は地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であつて、気象庁及び出先機関相互に行うもの
- （イ）洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報又はその警戒、予防に関する通話であつて水防機関相互に行うもの
- （ウ）災害の予防又は救援に関する通話であつて、消防局又は災害救助機関相互に行うもの
- （エ）交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関する通話であつて、輸送に直接関係ある機関相互に行うもの
- （オ）通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する通話であつて、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの
- （カ）電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関する通話であつて、電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの
- （キ）秩序の維持に関する通話であつて、警察機関相互に行うもの
- （ク）災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防局、水防機関、警察機関、災害救助機関等）に対し行うもの

#### ウ 緊急通話

緊急通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話に優先して接続される。

申し込みにあたっては、「災害時優先電話」から申し込むものとする。申し込み方法は、前記イと同様であるが、緊急扱いの通話申込であることをオペレーターに告げること。

- （ア）火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であつて、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの
- （イ）天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であつて、その災害状況を報道するもの

#### (2) 電報の利用

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

#### (3) 防災行政無線の利用

次の通信優先順位により防災行政無線を活用する。

- ア 災害対策本部指令及び指示
- イ 被害状況報告

ウ その他災害に関する連絡

## 8 通信途絶時における措置

### (1) 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

運用要領は、以下のとおりである。

#### ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (コ) 災害対策基本法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (サ) 災害対策基本法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (シ) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (ス) 災害救助法第 24 条及び第 71 条第 1 項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (セ) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

#### イ 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文（字数は、1 通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (ウ) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

## 9 衛星携帯電話・無線電話等の活用

### (1) 情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

### (2) 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,300台	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台 (発電容量100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である
KDDI中国総支社	携帯電話		20台	・申請書（郵送又はFAX）による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTTドコモ中国支社	携帯電話		100台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

### (3) 放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

## 第5節 災害広報計画

風水害対策編第3章第5節「災害広報計画」を準用する。

## 第6節 農林業災害応急対策

### 1 目的

この計画は、災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

### 2 農作物等の一般的な応急対策

#### (1) 事前予防措置

災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

#### (2) 被害状況の把握

町は、農作物等に被害が発生するおそれがある場合、速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。  
(被害情報の収集については、本章第4節「通信情報計画」を参照)

#### (3) 資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

### 3 再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

### 4 耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地や農業用施設、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

### 5 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

#### (1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県(病虫害防除所)に緊急報告するものとする。

#### (2) 防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

(3) 防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

(4) 農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

(5) 防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

## 第 7 節 避難計画

風水害対策編第 3 章第 8 節「避難計画」を準用する。

## 第 8 節 消防活動計画

風水害対策編第 3 章第 9 節「消防活動計画」を準用する。

## 第 9 節 消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画

風水害対策編第 3 章第 10 節「消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画」を準用する。

## 第 10 節 広域応援・受入計画

風水害対策編第 3 章第 11 節「広域応援・受入計画」を準用する。

## 第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害対策編第 3 章第 12 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

## 第 12 節 労働力供給計画

風水害対策編第 3 章第 13 節「労働力供給計画」を準用する。

## 第 13 節 水防計画

風水害対策編第 3 章第 14 節「水防計画」を準用する。

## 第 14 節 機械資機材の調達計画

風水害対策編第 3 章第 15 節「機械資機材の調達計画」を準用する。

## 第 15 節 災害救助法の適用

風水害対策編第 3 章第 16 節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第 16 節 食料供給計画

風水害対策編第 3 章第 17 節「食料供給計画」を準用する。

## 第 17 節 衣料生活必需物資供給計画

風水害対策編第 3 章第 18 節「衣料生活必需物資供給計画」を準用する。

## 第 18 節 給水計画

風水害対策編第 3 章第 19 節「給水計画」を準用する。

## 第 19 節 入浴支援

風水害対策編第 3 章第 20 節「入浴支援」を準用する。

## 第 20 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

風水害対策編第 3 章第 21 節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

## 第 21 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定計画

### 1 目的

この計画は、地震により多くの建築物・宅地が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地被害等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

被災建築物・被災宅地の応急危険度判定の実施にあたっては、県に必要な支援を要請する。

### 3 被災建築物の応急危険度判定の実施

#### (1) 被災判定の区分

##### ア 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

(ア) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、り災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

##### イ 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

##### ウ 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

(ア) 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目

的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて町がり災証明を発行する。

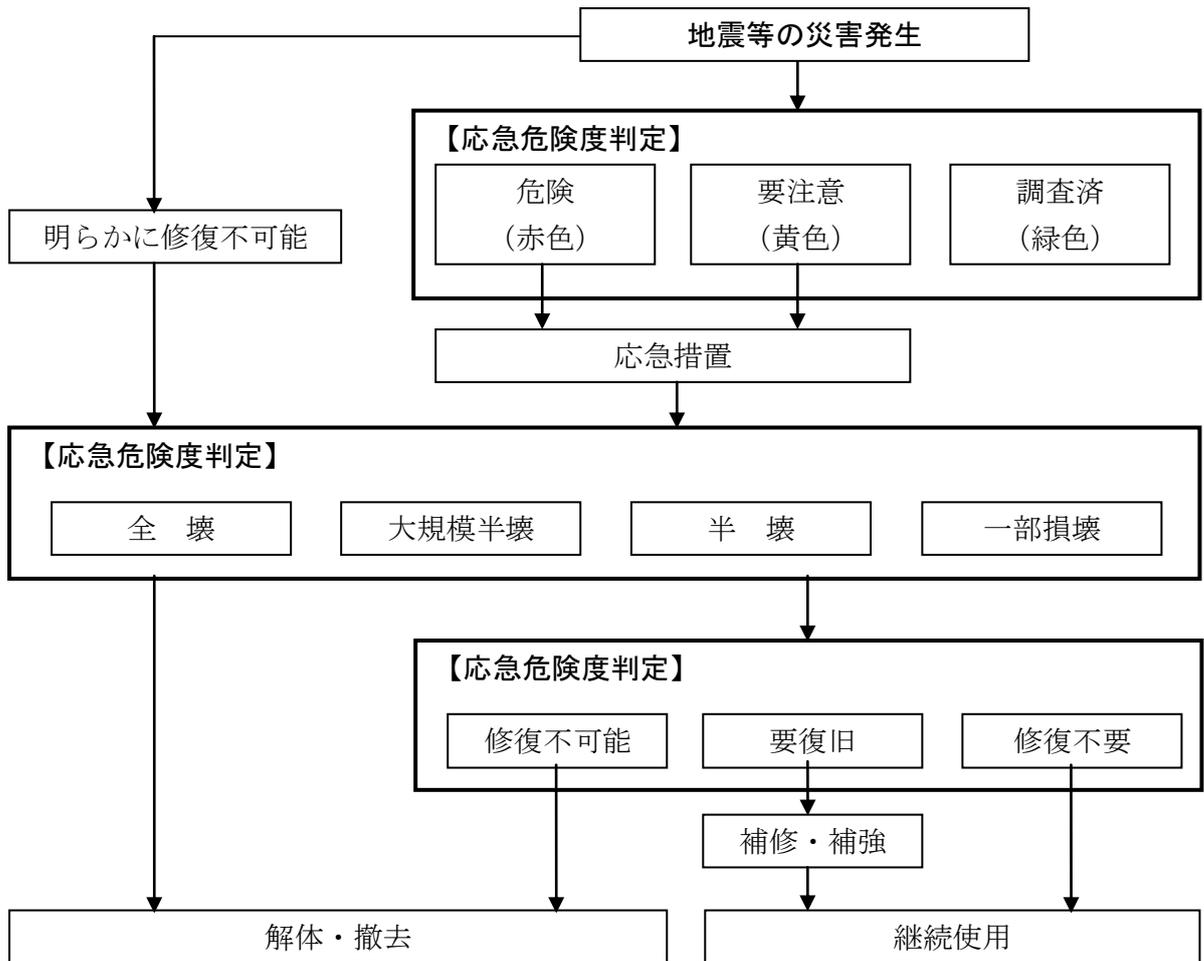
(イ) り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。被災判定の一覧は以下の通り。

区分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（り災証明）	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明	
法的根拠	規定なし		規定なし		規定なし ※ 地方自治法第2条の自治事務の一環として実施	
実施者	県、町		建物所有者		町、消防局	
主な支援組織等	(社)鳥取県建築士会		建物所有者と建築技術者等が契約を締結して実施		県、(社)鳥取県建築士事務所協会	
調査料	無料		有料		無料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	復旧不要	継続使用	全壊	居住のための基本的機能を喪失
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	要復旧※	復旧(補修・補強)計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失(損害割合20～49%)
					大規模半壊	同じ(損害割合40～49%)

区分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（り災証明）	
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	復旧不可能	解体・撤去	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の破損
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		調査報告書		り災証明書を発行	
参考となる基準・手順等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）</li> <li>地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）</li> <li>「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</li> </ul>	

※ 「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

被災判定の実施フロー



※被害認定（り災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

(2) 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

ア 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

イ 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

#### ウ 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、できる限り同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることをないよう、適正な判定を行うものとする。

#### エ 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

#### オ 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないように、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

### 4 被災宅地の応急危険度判定の実施

- (1) 危険度判定の対象となる宅地は、次のとおりである。

宅地等造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

- (2) 町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被害宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 応急危険度判定実施本部の運営にあたっては、県が設置する被災宅地危険度判定支援本部に被災宅地危険度判定士等の支援を要請する。
- (4) 実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士と協力し、鳥取県被害宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施するものとする。
- (5) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第 22 節 医療（助産）救護計画

風水害対策編第 3 章第 22 節「医療（助産）救護計画」を準用する。

## 第 23 節 防疫計画

風水害対策編第 3 章第 23 節「防疫計画」を準用する。

## 第 24 節 清掃及び死亡獣畜処理計画

風水害対策編第 3 章第 24 節「清掃及び死亡獣畜処理計画」を準用する。

## 第 25 節 トイレ対策計画

風水害対策編第 3 章第 25 節「トイレ対策計画」を準用する。

## 第 26 節 救出計画

風水害対策編第 3 章第 26 節「救出計画」を準用する。

## 第 27 節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

風水害対策編第 3 章第 27 節「行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画」を準用する。

## 第 28 節 障害物の除去計画

風水害対策編第 3 章第 28 節「障害物の除去計画」を準用する。

## 第 29 節 輸送計画

風水害対策編第 3 章第 29 節「輸送計画」を準用する。

## 第 30 節 災害警備対策計画

風水害対策編第 3 章第 30 節「災害警備対策計画」を準用する。

## 第 31 節 交通確保対策計画

風水害対策編第 3 章第 31 節「交通確保対策計画」を準用する。

## 第 32 節 文教対策計画

風水害対策編第 3 章第 32 節「文教対策計画」を準用する。

## 第 33 節 隣保互助、民間団体活用計画

風水害対策編第 3 章第 33 節「隣保互助、民間団体活用計画」を準用する。

## 第 34 節 ボランティア受入計画

風水害対策編第 3 章第 34 節「ボランティア受入計画」を準用する。

## 第 35 節 災害時要援護者対策の強化

風水害対策編第 3 章第 35 節「災害時要援護者対策の強化」を準用する。

## 第 36 節 義援金・義援物資の受入・配分計画

風水害対策編第 3 章第 36 節「義援金・義援物資の受入・配分計画」を準用する。

## 第 37 節 交通施設災害応急対策計画

風水害対策編第 3 章第 37 節「交通施設災害応急対策計画」を準用する。

## 第 38 節 水道施設応急対策計画

風水害対策編第 3 章第 38 節「水道施設応急対策計画」を準用する。

## 第 39 節 下水道施設応急対策計画

風水害対策編第 3 章第 39 節「下水道施設応急対策計画」を準用する。

## 第 40 節 LP ガス災害応急対策計画

風水害対策編第 3 章第 40 節「LP ガス災害応急対策計画」を準用する。

## 第 41 節 損害補償

風水害対策編第 3 章第 41 節「損害補償」を準用する。

## 第 42 節 孤立発生時の応急対策計画

風水害対策編第 3 章第 42 節「孤立発生時の応急対策計画」を準用する。

## 第 43 節 動物の管理

風水害対策編第 3 章第 43 節「動物の管理」を準用する。

## 第 44 節 被災者支援計画

風水害対策編第 3 章第 44 節「被災者支援計画」を準用する。

## 第 45 節 被災者相談計画

風水害対策編第 3 章第 45 節「被災者相談計画」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して作成し、早期実施を図るものとする。

### 第1節 公共施設災害復旧計画

風水害対策編第4章第1節「公共施設災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 災害復興計画

風水害対策編第4章第2節「災害復興計画」を準用する。